

国王尚元の、進貢のため正議大夫鄭憲等を遣わす執照

(一五六三、二、一五)

琉球国中山王尚元、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫鄭憲・使者源善等を遣わし、表文一通を齎捧して本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹、生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢せしむ。所^よ擧りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、字字二十号半印勘合執照を給して存留在船通事梁燦等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の去^と処及び関津把隘の巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 鄭憲

使者一員 源善

通事一員 鄭祿

共に人伴十七名

存留在船使者二員 馬加泥 麻加寧 従人四名

存留在船通事一員 梁燦 従人二名

管船火長・直庫二名 紅文綵 鳥美達

梢水共に一百一十九名

嘉靖四十二年(一五六三)二月十五日

右の執照は存留在船通事梁燦等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

1-30-31

国王尚元の、嘉靖四十二年の進貢船のうち遭難した一隻分の補貢のため使者湯嘉寧等を遣わす執照(一五六四、二、二二)

琉球国中山王尚元、貢物を補進する事の為にす。

照得するに嘉靖四十二年(一五六三)は貢期に適當すれば、特に正議大夫鄭憲等を遣わし、表文一通を齎捧し、本国の小船二隻に坐駕して方物を装載せしむ。内の通事鄭栄等の坐駕せる小船一隻は馬二匹・生硫黄五千斤を分載し、護送して前来し貢に充つ。期せずして鄭栄等の船隻、中海に所を失うも、滄溟遠く隔て音信通せず。王舅・長史の蔡朝器等の貢^お畢りて回還するに至るに及び、方^はめて貢儀の欠少するを知る。

因^よりて今、特に使者・都通事等の官の湯嘉寧・沈文等を差^{つか}わし、

字字二十二号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領して姑^{しほ}く本国の小船一隻を駕し、馬二匹・生硫黄五千斤を装載して前来し、補進し貢に充てしむ。如し経過の関津把隘の去^と処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて阻滯するを得し